

随意契約結果(物品等)

第2四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	扇町公園複合遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,641,600	7月2日	2号	G 3	—
2	豊崎南公園ほか1公園複 合遊具修繕	設備修繕	(株)ラスコジャパン	1,075,572	7月2日	2号	G 3	—
3	舞洲スラッジセンター脱水 分離液設備制御盤室用空気 調和機修繕	設備修繕	日立グローバルライ フソリューションズ (株)	1,078,920	7月29日	2号	G 3	—
4	真田山公園事務所 1 階空調機修繕	設備修繕	不二熱学サービ ス(株)	1,998,000	8月19日	2号	G 3	—
5	長居公園事務所車庫 シャッター修繕	設備修繕	東洋シャッター(株)	1,944,000	9月9日	2号	G 3	—
6	真田山公園事務所一般廃棄物置場ブ ロック塀等修繕(緊急)	建物修繕	(株)アディックス	1,533,600	9月2日	5号	G 2 3	—
7	南津守スポーツ広場飲料 用加圧給水設備修繕	設備修繕	(株)川本製作所	1,274,400	9月11日	2号	G 3	—

## 随意契約理由書

1 修繕名称

扇町公園複合遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、扇町公園に設置しているネットロード遊具の木製部品が経年劣化により摩耗損傷しており、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

扇町公園事務所

## 随意契約理由書

1 修繕名称

豊崎南公園ほか1公園複合遊具修繕

2 契約相手方

株式会社 ラスコジャパン

3 随意契約理由

本件は、豊崎南公園に設置している複合遊具の滑り台部及び、高見新家公園に設置している複合遊具のデッキ部及び階段部が経年劣化により摩耗損傷し、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

扇町公園事務所

## 随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター脱水分離液設備制御盤室用空気調和機修繕

2 契約相手方：日立グローバルライフソリューションズ(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する空気調和機は、舞洲スラッジセンターの脱水分離液設備制御盤室用の熱負荷の高い部屋を冷却する設備であるが、空気調和機の圧縮機等が長時間の運転により、損傷している。脱水分離液設備制御盤室の冷却が行えないと、脱水分離液設備制御盤等が損傷する恐れがあり、脱水分離液設備の運転に支障を来すため修繕する必要がある。

本設備は、日立アプライアンス(株)が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、日立アプライアンス(株)は、日立コンシューマ・マーケティング(株)と合併し、日立グローバルライフソリューションズ(株)と名称変更したものである。

以上のことから、本修繕ができる製作会社である日立グローバルライフソリューションズ(株)に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

## 随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

真田山公園事務所 1階空調機修繕

2 契約の相手方

不二熱学サービス株式会社

3 随意契約理由

本件は、真田山公園事務所内に設置されている空調機の修繕を行うものである。

現在、室外機等の故障により適切な室温調整や空気循環が行われてないため、業務に適した環境の維持管理ができておらず、また、各部品等の交換時期にもなっていることから、修繕をする必要がある。

本空調機は、三菱重工㈱が設計製作したものであり、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があるため、製作会社の修繕、保守サービス部門である三菱重工冷熱㈱より同サービスを移管されている上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

真田山公園事務所

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

長居公園事務所車庫シャッター修繕

### 2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

### 3 随意契約理由

今回修繕する電動シャッター設備は、当事務所詰所の建築付帯設備であるが、巻取機の不具合によりシャッターが完全に巻き上がらず、天井のシャッター収納部に収納できない状況になっている。

業務用車両の車庫として使用しているため、シャッターの開閉ができなくなると車両の入出庫および保管について重大な支障をきたすことから修繕を行うものである。

なお、本設備は、東洋シャッター株式会社が設計製作したもので、修繕には独自の技術を必要とする。また、取替え部品も他社で製作しておらず、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕は、部品の調達および修繕を確実、迅速に対応でき、その後の点検等のアフターサービス業務ができる唯一の上記業者に随意契約方依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

長居公園事務所

## 随意契約理由書

1 修繕名称  
真田山公園事務所 一般廃棄物置場ブロック塀等修繕（緊急）

2 契約相手方  
株式会社 アディックス

## 3 随意契約理由

本件は、事務所一般廃棄物置場のブロック塀等が一部倒壊したことにより修繕を行うものである。

当事務所の一般廃棄物置場は、管理ヤード内に設置されており公園維持管理業務において排出した一般廃棄物や公園清掃並びに除草業務委託において収集した一般廃棄物を一時保管している場所である。毎日、たくさんのごみや剪定枝などが搬入されており、早急に修繕しなければ一部倒壊した部分がさらに広がり、廃棄物置場が倒壊する恐れも見込まれるため、大変危険である。

上記のような状態になってしまうと、公園管理に多大な支障を及ぼし、かつ公園利用者である市民に多大な迷惑をかけるため、至急、修繕の必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において建築での登録を有し、かつ部品調達等、本修繕に迅速に対応できるため上記業者に随意契約を行うものである。

4 法令根拠  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署  
真田山公園事務所

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

南津守スポーツ広場飲料用加圧給水設備修繕

### 2 契約の相手方

(株)川本製作所

### 3 随意契約理由

本修繕は、南津守スポーツ広場飲料用加圧給水設備において故障した制御盤、ポンプ、流量センサー等の取替を行うものである。

本加圧給水設備は、製造者である(株)川本製作所が独自の技術で設計・製作しており、部品の取替にあたっては、当該加圧給水設備の構造・規格及び機器構成に精通していることが不可欠であり、また、一般の方が利用する施設に設置した加圧給水設備であり、高い安全性の確保及び不具合が生じた場合の責任の一元化を図る必要がある。

以上のことから、当該加圧給水設備を製造した(株)川本製作所だけが、本件修繕の施工能力を満たす唯一の業者であり、上記業者と随意契約を依頼する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）